指定管理者の指定について

本市は、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

施設の名称		指定管理者とする団体	指定の期間
秦野市老人いこいの家	かわじ荘	秦野市八沢626番地の1	
		老人いこいの家かわじ荘管理運営委員会	
		委員長 吉 岡 推	
	ほりかわ荘	秦野市堀川579番地の1	令和2年 4月1日か ら令和5年 3月31日
		老人いこいの家ほりかわ荘管理運営委員会	
		委員長 石 井 弘 之	
	くずは荘	秦野市羽根534番地	
		老人いこいの家くずは荘管理運営委員会	3月31日 まで
		委員長 照 井 良 幸	<i>z</i> (
	あずま荘	秦野市寺山466番地の2	
		老人いこいの家あずま荘管理運営委員会	
		委員長 久保田 充	

令和2年2月26日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

老人いこいの家の指定期間の満了に伴い、指定管理者を指定するため、地方 自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。



議案第15号資料1

令和2年2月6日

秦野市長 高 橋 昌 和 様

秦野市高齢者保健福祉推進委員会 会長 丸 山 博 志

秦野市老人いこいの家指定管理者の候補者の選定について (答申)

令和2年2月4日付けFN0.4・1・8(甲)で諮問のありました標記の件について、当委員会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

指定管理者の候補者の選定については、これまでの実績及び管理運営の基本 的な考え方等を総合的に評価し、妥当なものと認めます。

今後の管理運営においても、老人いこいの家条例等に規定する目的や趣旨を 十分尊重され、その効用の確保に留意するよう要望します。

N/CMCNOSCONOSCONOSCONOSCONOSCONOSCONOSCONO	- 神子は一本の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の
老人いこいの家の名称	指定管理者の候補者として選定するもの
かわじ荘	秦野市八沢626番地の1
	老人いこいの家かわじ荘管理運営委員会
	委員長 吉 岡 推
ほりかわ荘	秦野市堀川579番地の1
	老人いこいの家ほりかわ荘管理運営委員会
	委員長 石 井 弘 之
くずは荘	秦野市羽根534番地
	老人いこいの家くずは荘管理運営委員会
	委員長 照 井 良 幸
あずま荘	秦野市寺山466番地の2
	老人いこいの家あずま荘管理運営委員会
	委員長 久保田 充



F No. 4 · 1 · 8 (甲) 令和 2 年 2 月 4 日

秦野市高齢者保健福祉推進委員会 会長 丸 山 博 志 様

秦野市長 高 橋 昌



秦野市老人いこいの家指定管理者の候補者の選定について (諮問)

本市の老人いこいの家は4か所に設置しており、指定管理者制度を採用して各地区の自治会や民生委員、老人クラブの代表者などによって構成する「老人いこいの家管理運営委員会」(以下「管理運営委員会」という。)による管理運営を行っております。

現在の指定管理期間が本年3月31日で満了するため、4月以降の指定管理者の候補者の指定について、第1回定例会へ議案を提出する予定です。

先般、現指定管理者である各管理運営委員会より、引き続き指定管理者として管理運営を行いたい旨の意思表示がなされたため、これまでの実績等を確認した結果、指定管理者の候補者として選定することが妥当であると判断いたしました。

つきましては、本市老人いこいの家の指定管理者の候補者として、各管理 運営会を選定することについて諮問いたします。

令和元年度秦野市老人いこいの家の評価結果について

老人いこいの家管理運営委員会は、営利目的はなく、地区活動において管理 をしている団体であるため、自己評価、内部評価を経て秦野市高齢者保健福祉 推進委員会による外部評価を実施した。

1 評価項目

1	管理運営の基本的	施設の設置目的に沿うものとなっているか。
	な考え方	
2	市民活動・地域の	老人いこいの家を通じて市民活動・地域の活性化
	活性化に関する考	に寄与するものとなっているか。地域性を活かし
	え方	魅力ある自主事業となっているか。
3	運営体制	効率的・安定的な事業運営、地域ニーズに合った
		運営が可能な体制となっているか。会議は委員長
		が招集し、必要に応じ開催しているか。
4	施設の貸出方法	貸館の予約の管理方法は適当であるか。施錠・開
		錠は利用者に責任を持って行わせ、鍵の保管は十
		分に注意を払っているか。利用後は報告書を提出
		させているか。
5	 備品の管理	利用者に備品の丁寧な取扱いの励行を呼びかけ、
	MI HE () H ()	破損を確認した場合には速やかに対応しているか。
6	管理の収支予算	整合性の有無・経費節減は図られているか。
7	緊急時の対策、防	緊急時の連絡先を施設内に明記し、火災・盗難の
,	犯、防災対策	防止及び衛生的管理に努めているか。
8	安全対策	施設内外に危険物や障害物がないか定期的に巡回
	A E A K	を実施し、事故防止に努めているか。
9	個人情報の取扱い	個人情報の管理方法、取扱いは適当であるか。
10	市との連絡調整	市と指定管理者とで十分な連絡は取れているか。

[各項目の評価] 適切である:(3点)、概ね適切である:(2点)

適切でない: (1点)

[総合評価] 適切である: A(25点~30点)、概ね適切である: B(11点~24点)

適切でない: C(1点~10点)

2 自己評価

(1) 評価者 : 各老人いこいの家管理運営委員会

(2) 評価方法:老人いこいの家管理者評価シートを基に実施した。

名称	総合評価	事業内容	管理
かわじ荘	A (29 点)	・ミニデイサービス	利用者が快適
		・自主事業(ゲートボール、お	に利用できる
		花見会、カラオケ大会、クロ	よう努めてい
		リティー等)	る。
		・その他会合等(自治会、ゲー	
		トボール同好会、長寿会等)	
ほりかわ荘	A (27 点)	・ミニデイサービス	利用者が快適
		・自主事業(お花見会、カラオ	に利用できる
		ケ大会、クロリティー)	よう努めてい
		・その他会合等(自治会、子供	る。
		育成会、ボランティア等)	
くずは荘	A (29 点)	・ミニデイサービス	利用者が快適
		・自主事業(ヨガ教室、芋煮会、	に利用できる
		手芸教室、秦野歴史おこしの	よう努めてい
		会等)	る。
		・その他会合等(自治会、老人	
		会、森林組合等)	
あずま荘	A (27 点)	・ミニデイサービス	利用者が快適
		・自主事業(お花見会、世代間	に利用できる
		交流事業、カラオケ大会、長	よう努めてい
		寿会誕生会等)	る。
		・その他会合等(自治会、コミ	
		ュニティ保育等)	

3 内部評価

(1) 評価者 : 高齢介護課

(2) 評価方法:老人いこいの家利用団体への市民満足度アンケート、事業計

画書、事業報告書、管理運営費収支予算及び決算書、ヒアリ

ング、現地調査等を基に実施した。

名称	総合評価	評価
かわじ荘	A (28 点)	自治会等からなる運営委員会を作り、総会を
		定期的に実施し、効率的かつ安定的な事業運
		営が可能な体制となっている。また、高齢者
		の健康づくりに力を入れている。
ほりかわ荘	A (28 点)	自治会等からなる運営委員会を作り、総会を
		定期的に実施し、効率的かつ安定的な事業運
		営が可能な体制となっている。また、体操教
		室を定期的に行い、地域住民の健康増進に努
		めている。
くずは荘	A (28 点)	自治会等からなる運営委員会を作り、総会を
		定期的に実施し、効率的かつ安定的な事業運
		営が可能な体制となっている。また、運営委
		員会が近隣のパトロールを実施している。
あずま荘	A (27 点)	自治会等からなる運営委員会を作り、総会を
		定期的に実施し、効率的かつ安定的な事業運
		営が可能な体制となっている。また、輪番制
		による定期清掃を実施し、設備の管理につい
		ては役員が電気設備の修理等を自前で行うこ
		とで運営費の節約に心がけている。なお、利
		用者に対して備品の丁寧な取扱いを呼び掛け
		ているが、一部の利用者は取扱いが丁寧とは
		いえず、備品が傷んでいる。(市民満足度ア
		ンケートに基づく)。

4 外部評価

(1) 評価者 :秦野市高齢者保健福祉推進委員会

(2) 評価方法:内部評価結果、老人いこいの家の利用状況、管理運営委託料

決算状況を基に各委員の評価を取りまとめ、高齢者保健福祉

推進委員会の意見とした。

名称	総合評価	評価
かわじ荘	A (28 点)	高齢者の教養の向上並びに健康及び福祉の増
		進に役立てる事業を実施し、緊急時のために
		管理人の連絡先を利用団体に周知している。
		しかし、施錠の徹底に関しては課題がある。
ほりかわ荘	A (28 点)	高齢者の教養の向上並びに健康及び福祉の増
		進に役立てる事業を実施している。緊急連絡
		先の掲示は行っていないが、近隣の管理運営
		委員会の役員が対応できるような仕組みにな
		っている。
くずは荘	A (28 点)	高齢者の教養の向上並びに健康及び福祉の増
		進に役立てる事業を実施している。緊急時の
		ために各自治会長の連絡先を掲示している。
あずま荘	A (27 点)	高齢者の教養の向上並びに健康及び福祉の増
		進に役立てる事業を実施している。しかし、
		備品の取扱方法については周知が徹底しきれ
		ていない。また、緊急時の委員長の連絡先は
		普段利用している団体には周知されているが、
		外部団体には周知が不足している。